

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 30 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の一部改正について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡するとともに別添団体各位に協力を依頼しましたので、貴団体におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

(別添)

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	御中
公益社団法人	日本薬剤師会	御中
一般社団法人	日本病院会	御中
公益社団法人	全日本病院協会	御中
公益社団法人	日本精神科病院協会	御中
一般社団法人	日本医療法人協会	御中
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	御中
公益社団法人	全国自治体病院協議会	御中
一般社団法人	日本慢性期医療協会	御中
一般社団法人	日本私立医科大学協会	御中
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	御中
一般社団法人	日本病院薬剤師会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	御中
公益財団法人	日本訪問看護財団	御中
独立行政法人	国立病院機構本部	御中
国立研究開発法人	国立がん研究センター	御中
国立研究開発法人	国立循環器病研究センター	御中
国立研究開発法人	国立精神・神経医療研究センター	御中
国立健康危機管理研究機構		御中
国立研究開発法人	国立成育医療研究センター	御中
国立研究開発法人	国立長寿医療研究センター	御中
独立行政法人	地域医療機能推進機構本部	御中
独立行政法人	労働者健康安全機構本部	御中
健康保険組合連合会		御中
全国健康保険協会		御中
公益社団法人	国民健康保険中央会	御中
社会保険診療報酬支払基金		御中
財務省主計局給与共済課		御中
文部科学省高等教育局医学教育課		御中
文部科学省高等教育局私学行政課		御中
総務省自治行政局公務員部福利課		御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室		御中
警察庁長官官房人事課		御中
労働基準局安全衛生部計画課		御中
労働基準局補償課		御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合		御中

保医発 0630 第 3 号
令和 7 年 6 月 30 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

}

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」等の
一部改正について

今般、下記の通知の一部をそれぞれ別添 1 から別添 4 までの新旧対照表のとおり改正し、
本年 7 月 1 日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険
医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者並びに審査支払機関に対し周知徹底を図られ
たい。

なお、本年 7 月 1 日算定開始にかかる届出までは、従前のとおり提出者に対して受理番
号を付して通知することとし、同 8 月 1 日算定開始にかかる届出以降について、本通知の
取扱いとすることを申し添える。

- ・「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 5 号）（別添 1）
- ・「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 6 号）（別添 2）
- ・「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号）（別添 3）
- ・「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関す
る手続きの取扱いについて」
（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 13 号）（別添 4）

○ 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発 0305 第5号） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて 第1 （略） 第2 届出に関する手続き 1～5 （略） 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、 <u>地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。なお、入院基本料等区分があるものについては、<u>区分も付すこと。</u></u> 第3・第4 （略）	基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて 第1 （略） 第2 届出に関する手続き 1～5 （略） 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、 <u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。なお、入院基本料等区分があるものについては、<u>区分も付して通知すること。</u></u> 第3・第4 （略）

別 添 2

○ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発 0305 第6号） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて 第1 （略） 第2 届出に関する手続き 1～5 （略） 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、 <u>地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）</u> に供するとともに、審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。 第3・第4 （略）	特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて 第1 （略） 第2 届出に関する手続き 1～5 （略） 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、 <u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、</u> 審査支払機関に対して受理番号を付して通知するものであること。 第3・第4 （略）

別 添 3

○ 「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 7 号） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて 第 1 （略） 第 2 届出に関する手続き 1 ～ 4 （略） 5 地方厚生（支）局長は、届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、 <u>地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲載等を含む。）</u> に供するとともに、併せて、審査支払機関に対して、受理番号を付して通知すること。 第 3 ・ 第 4 （略）	訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて 第 1 （略） 第 2 届出に関する手続き 1 ～ 4 （略） 5 地方厚生（支）局長は、届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号を決定し、 <u>届出者に対して受理番号を付して通知する</u> とともに、併せて、審査支払機関に対して、受理番号を付して通知すること。 第 3 ・ 第 4 （略）

○ 「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保
医発 0305 第 13 号） 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等 に係る届出に関する手続きの取扱いについて 第 1 （略） 第 2 届出に関する手続き 1 ～ 5 （略） 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号 を決定し、 <u>地方厚生（支）局において閲覧（ホームページへの掲 載等を含む。）</u> に供するとともに、審査支払機関に対して受理番 号を付して通知すること。 第 3 （略）	入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等 に係る届出に関する手続きの取扱いについて 第 1 （略） 第 2 届出に関する手続き 1 ～ 5 （略） 6 届出の要件を満たしている場合は届出を受理し、次の受理番号 を決定し、 <u>提出者に対して受理番号を付して通知するとともに、</u> 審査支払機関に対して受理番号を付して通知すること。 第 3 （略）